

# 横浜市立矢部小学校 PTA 規約

## 序章

(趣旨)

PTAに係る組織、運営および管理について、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この規約の定めるところによる。

## 第 1 章 名称および事務局

第 1 条 この会は、横浜市立矢部小学校 **PTA** という。

第 2 条 この会は、事務局を横浜市立矢部小学校内におく。

## 第 2 章 目的および活動

第 3 条 この会は、保護者と教職員の聡明な協力により、家庭と学校と地域社会における児童の健やかな成長をはかることを目的とする。

第 4 条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

よい保護者、よい教職員となるように努める。

家庭と学校と地域の緊密な連携によって、児童の健やかな成長ができるよう活動する。その他本会の目的達成に必要な活動をする。

## 第 3 章 方 針

第 5 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。児童の健やかな成長のために活動する他の社会的団体および機関と協力する。非営利的、非宗教的、非政党的であって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けない。

この会、または、この会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

学校および教育委員会、その他関係当局と教育問題について討議し、意見を具申し、参考資料を提供するが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

## 第 4 章 会 員

第 6 条 この会の会員となることができるものは、次のとおりである。

矢部小学校に在籍する児童の父母、またはそれに代わる者。

矢部小学校に勤務する教職員。

第 7 条 会員はすべて平等な権利と義務を有する。

第 8 条 この会の会員は、所定の会費を納めるものとする。

## 第 5 章 会 計

第 9 条 この会の活動に関する経費は、会費、寄付金およびその他の収入によって賄う。

第 10 条 会費は、一世帯当たり月額 300 円とする。

第 11 条 会費は、会員の事情により、延納または減免することができる。

第 12 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 13 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 14 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 役員および会計監査委員の任期

第 15 条 この会の役員および会計監査委員は、次のとおりである。

会 長	1 名（保護者）
副 会 長	2 名（保護者）
書 記	3 名（保護者 2、教職員 1）
会 計	3 名（保護者 2、教職員 1）
会計監査	2 名（保護者）

第 16 条 役員の任期は同一職一年とする。ただし、再任された場合は原則一年に限る。  
（教職員についてはこの限りではない。）

第 17 条 役員は、会計監査委員を兼ねることはできない。

第 18 条 役員に欠員のできたときは、これを補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第 19 条 この会の経理を監査するために、2 名の会計監査委員をおく。

第 20 条 会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行う。

第 21 条 会計監査委員の任期は一年とする。

## 第 7 章 役員および会計監査委員等の選出と推薦委員会

第 22 条 役員および会計監査委員の選出は、次のとおりとする。

次の方法により、役員候補・会計監査委員候補推薦委員会（以下推薦委員会という）を構成する。

- ・各学年より 2 名選出
- ・運営委員会代表 2 名
- ・教職員代表 2 名（正副校長を除く教職員の中から互選）

推薦委員会の委員長および副委員長各 1 名は委員の互選による。

推薦委員会は、定員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

推薦委員会は、役員および会計監査委員の候補者を推薦する。

会員は、推薦委員会に適任者の推薦を行うことができる。

その場合は、推薦の理由等を明示しなければならない。

推薦委員会で推薦した役員の氏名は、候補者の承認を得てから、2 月総会以前に、会員に公表されなければならない。

推薦委員会の任務は、2 月総会終了と同時に終わる。

役員、会計監査委員は、推薦委員会を経て総会で選出される。

新たに選出された役員および会計監査委員の就任は 4 月 1 日とする。

推薦委員会は常任委員会等の委員選出を行うことができる。

## 第 8 章 役員の任務および顧問

第 23 条 役員の任務は次のとおりである。

- ・会 長

会長は本会の代表者である。

総会、運営委員会、各種委員会の集会を招集する。

推薦委員会および会計監査委員を除くすべての委員会の委員ならびに正副委員長を委嘱する。

- ・副会長

会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

- ・書記

総会、運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。

会長の指示にしたがって、この会の庶務を行う。

- ・会計

総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。

5月総会においては、会計監査委員の監査を経て決算を報告する。

第24条 役員会の推薦により、総会の承認を得て、顧問を置くことができる。

役員会の推薦により、総会の承認を得て、横浜市PTA連絡協議会・戸塚区PTA連絡協議会担当役員を置くことができる。

第25条 顧問の任期は一年とする。ただし再任を妨げない。

## 第9章 総会

第26条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第27条 総会は定例総会および臨時総会とする。

総会を招集するときは、会員に対し、総会の議題、日時及び開催方法を事前に通知する。

定例総会は5月、2月に開催する。

定例総会の議題は以下のとおりであり、

必要に応じて議題は追加できるものとする。

- ・5月総会

前年度決算報告ならびに承認

会員数の報告

PTA活動年間計画・予算案審議ならびに承認

- ・2月総会

PTA活動報告ならびに承認

仮決算報告ならびに承認

次年度役員・会計監査委員・顧問の承認

臨時総会は運営委員が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

第28条 総会の定足数は全会員の5分の1とする。ただし委任状を認める。

紙面及びその他開催方法による総会の定足数は全会員の5分の1の承認票とする。

総会の決議は出席者（紙面及びその他開催方法による総会場合は承認票）の過半数の同意を必要とする。

## 第10章 委員会

### 1 役員会

第29条 この会の運営について、必要な事項を協議もしくは決定するため、役員会を開催することができる。

## 2 運営委員会

第30条 運営委員会は、この会の役員、各常任委員会の正副委員長、および正副校長をもって構成される。ただし必要により他の者を加えることができる。

第31条 運営委員会は原則毎月1回開催する。また会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

なお、天災その他の事由によって運営委員会の業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると本部会が認めるときは、開催時期、頻度、開催方法等を協議の上、適切に運営委員会を実施することとする。

第32条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

各種委員会によって立案された事業計画の審議

総会に提出する議案や報告書の審議

必要のある場合に設ける特別委員会の内容や人員の審議と決定

会員の親睦に関する事項の企画運営

その他必要と認める事項についての審議

第33条 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

## 3 各種委員会

### (1) 常任委員会

第34条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、運営するために、次の常任委員会をおく。

#### ・広報委員会

PTA 広報紙等の作成に関わる活動の計画立案と、広報紙等の発行をし、保護者、地域にPTA 活動等の情報を伝え、保護者、地域、学校との相互理解が深まるよう努める。

#### ・学年学級委員会

学年、学級間の連絡・調整を図り、児童がより良い環境の中で、生活を送れるように、保護者と学校との信頼を深めるために活動する。

#### ・保健成人委員会

学校の保健教育活動に協力して、保護者と児童の健康保持増進ができるよう努めるとともに、保護者、地域、学校が親睦を深めるための活動を計画立案し、豊かな生活を送れるよう努める。

#### ・校外委員会

学校および地域諸団体との連携を図り、児童の校外での生活向上と事故防止に関わる活動を計画立案し、児童、保護者、地域が安全な生活ができるように努める。

第35条 広報委員会、学年学級委員会、保健成人委員会は、各学年から選出されたクラス数相当の委員によって構成される。

第36条 校外委員会は各地区から選出された委員によって構成される。

第37条 各常任委員会には互選によって、正副委員長各1名をおく。

(2) 特別委員会

第38条 この会の活動に必要な事項について協議するため、次の特別委員会を設けて立案にあたる。

・予算委員会

この会の役員ならびに各常任委員会の委員長をもって構成する。ただし必要により他の者を加えることができる。

次年度予算を立案し、運営委員会の承認を経て、5月総会に提出する。

・推薦委員会・・・・・・・・・・第22条による。

第39条 特別委員会は、前条のほかに、特に必要あるときは運営委員会の協議を経て設置することができる。

第11章 細 則

第40条 この会の運営に関し必要な細則は、この規定に反しないかぎりにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第41条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第12章 改 正

第42条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし改正案は総会開催通告のとき、もしくはそれ以前にその内容を全会員に知らせておかななくてはならない。

< 付 則 >

この規約は、昭和45年10月7日から実施する。

昭和53年4月1日改正

平成 2年4月1日改正

平成10年4月1日改正

平成11年4月1日改正

平成15年4月1日改正

平成19年4月1日改正

平成22年4月1日改正

平成24年4月1日改正

平成31年1月1日改正

平成31年4月1日改正

令和3年4月1日改正（令和2年4月1日より適用）